税務教室

税

今から出来る相続対策　生前贈与の有効活用
生前贈与で相続税を節税する方法

ランドマーク税理士法人 代表社員　清田　幸弘

Q 平成27年から相続税が増税になったと聞きました。今からできる税金対策は何かありませんか?

A 相続税の節税手段として最も一般的なものは、子や孫への生前贈与です。今回は、一般的な生前贈与のポイントについて解説していきます。

1.　一般的な贈与「暦年贈与」の概要

暦年贈与とは、1年間に贈与を受けた財産の合計額を基に贈与税額を計算するものです。**110万円の基礎控除額の範囲内であれば、毎年、無税で贈与をすることができます。**このように毎年少しずつ財産を親から子へ移していけば、贈与税を払う必要なく、その後に発生する相続税の負担を軽くすることができるのです。

相続税に関しては、平成27年から基礎控除額の引き下げなどによって課税ベースが拡大され、実質的に増税となった一方で、贈与税に関しては**「20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合」**に使用する税率構造が新設され、全体的に**5～10%の減税**となりました。

つまり、今後は生前贈与による節税策がこれまで以上に重要な役割を果たすことになるのです。

図1　税率構造の緩和(暦年課税)

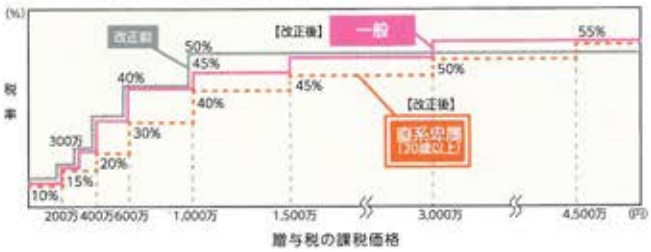

2.　暦年贈与の二大ポイント「手取額」と「相続税率と贈与税負担率の比較」

図1をご覧下さい。今回の改正で直系卑属への贈与について税負担が緩和されたとはいえ、総じて贈与税の税率は高めに設定されています。高い贈与税のことを気にすると、贈与税を払ってまで、贈与しようという気持ちになれません。生前対策として贈与を検討する時、税負担の重さに二の足を踏まないためには、発想の転換が必要となります。ポイントは**「手取額」**と**「相続税率と贈与税負担率の比較」**の二点です。

① 手取額

贈与税を支払うことは損だという考えをもっていると、心理的に贈与に踏み切りにくくなってしまいます。一度目先を変えて、**「どれだけのお金を贈与したら、どれだけ手取り(贈与税を支払った後の手残り)があるのか」**を考えてみましょう。

表1　贈与税の手取金額一覧表

20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合(平成27年1月1日からの贈与に適用)

(単位:万円)

①贈与金額 ①	②贈与税額 ②	③贈与税負担率 ②÷①×100	④手取額 ①−②	⑤手取率 ④÷①×100
110	0	0%	110.0	100.0%
150	4.0	2.7%	146.0	97.3%
200	9.0	4.5%	191.0	95.5%
250	14.0	5.6%	236.0	94.4%
300	19.0	6.3%	281.0	93.7%
350	26.0	7.4%	324.0	92.6%
400	33.5	8.4%	366.5	91.6%
450	41.0	9.1%	409.0	90.9%
500	48.5	9.7%	451.5	90.3%
600	68.0	11.3%	532.0	88.7%
700	88.0	12.6%	612.0	87.4%
800	117.0	14.6%	683.0	85.4%
900	147.0	16.3%	753.0	83.7%
1,000	177.0	17.7%	823.0	82.3%
2,000	585.5	29.3%	1,414.5	70.7%
3,000	1,035.50	34.5%	1,964.5	65.5%
4,000	1,530.00	38.3%	2,470.0	61.8%
5,000	2,049.50	41.0%	2,950.5	59.0%
10,000	4,799.50	48.0%	5,200.5	52.0%

注1)贈与金額は、基礎控除前の金額である
注2)負担率及び手取率は、小数点以下2位を四捨五入している

表1をご覧下さい。これは20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合において贈与金額、贈与税額、手取額の関係性を一覧表にしたものです。

仮に110万円を贈与する場合、基礎控除の範囲内なので手取額は110万円全額です。では200万円贈与したとしましょう。手取額は191万円となり、贈与税を支払っても、実は贈与金額の95.5%もの金額が手元に残ることとなります。こう考えてみると、贈与税や贈与がぐっと身近に感じられるのではないでしょうか。

② 相続税率と贈与税負担率の比較

贈与を検討する前に、まずは相続税の試算をしましょう。相続税の税率構造は図2のような累進税率となっています。例えば、法定相続分相当額が5,000万円～1億円の場合には30%の相続税が課税されることとなりますが、贈与による対策で相続財産が減少し5,000万円以下となれば、相続税率は一段階下がり、20%となります。表1の贈与税の手取金額一覧表から、この事例での相続財産の贈与は、概ね2,000万円以下であれば有効である、といえるでしょう。

※ただし、相続開始前3年以内に被相続人から財産の贈与を受けている場合、その財産は相続財産の中に含められてしまうという規程がありますので、注意してください。

もちろん、もし相続発生までに時間的余裕があり、相続税対策を急ぐ必要がなければ、長い期間にわたり、もっと少額で贈与していくことで、贈与税の負担を減らすことも可能です。

図2　相続税の税率構造

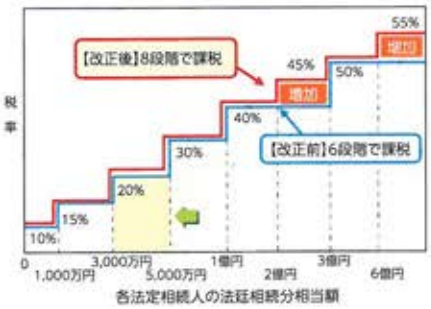

長い目で見た場合の相続税節税の手段として、暦年贈与により地道に相続財産を減少させる対策はとても有効です。生前贈与には、暦年贈与以外にも様々な特例があり、目的によって使い分けることで、より効果的な財産移転が可能になることがあります。生前贈与をご検討の際には、事前に資産税の専門家に相談するようにしましょう。